

議事録

審議会等名	令和6年度第2回取手地方広域下水道組合事業運営審議会
開催日	令和6年10月30日(水)
開催場所	取手市小文間173番地 取手地方広域下水道組合 3階大会議室
出席者	出席委員 山田会長ほか10名 欠席委員 1名 事務局 穂鹿事務局長、中山次長、齊藤次長兼経営課長、坂木課長補佐、日野課長補佐、山田主幹
議題	・下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の見直しについて
議事概要	<p>1 開会 午後1時30分</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議題</p> <p>事務局から下水道事業受益者負担に関する条例施行規則見直しの概要について説明した。</p> <p>・質疑等</p> <p>審議会委員</p> <p>資料11ページについて、つくばみらい市に関しては旧伊奈町と旧谷和原村で下水道の状況が異なることは理解しておりますが、仮に当組合が報奨金を廃止した場合の自治体ごとの差についてはどのように説明されますか。</p> <p>事務局</p> <p>現在当組合では報奨金に上限を設けておりますが、つくばみらい市では上限を20%といったかたちで設定し、足切りの金額を設定しておりません。</p> <p>当組合において、全期払いは、令和2年度において賦課額3千4百万円のうち2万6千6百円、件数にして28件程です。このため、全期の報奨金については廃止し、事務を簡素化し、間違い等を無くしたほうが市民サービスの向上につながるものと思っております。対して5年一括払いは、同じ令和2年度において賦課額3千4百万円のうち81%に当たる2千7百万円が賦課初年度に収納されており、これは5年一括の報奨金を残す必要があるとする根拠になると考えております。</p> <p>事務局</p> <p>補足ですが、つくばみらい市が所管するエリアと当組合が所管するエリアの両方に土地を所有している方だと違いを感じると思いますが、そういった例は少数ですので、特に問題ないと思っております。</p>

審議会委員

今回ご説明いただいた内容自体に異議を唱えるものではありませんが、つくばみらい市のなかで市民の皆様にご混乱が生じるものでなければ良いと思います質問させていただきました。ありがとうございます。

審議会委員

説明資料の例で 50 坪で負担金が 8 万 2 千円とありましたが、非常に大きな土地を持っている方、例えば広大な土地を利用した開発などにおいて、新たに賦課されたとしても一括報奨金の上限は 1 万円なんですか。

事務局

はい。1 万円の上限は変わりません。

審議会委員

いま各所で広大な開発が行われていますが、その際の負担金はどのようになるのでしょうか。

事務局

ご質問が都市計画法に則った許可を要する開発行為といったことであれば、開発行為の事業主負担により下水道の管きよを整備していただいて、完成した施設の移管を受けます。この場合には受益者負担金は徴収いたしません。

審議会委員

分かりました。ありがとうございます。

審議会委員

報奨金制度が施行された経緯や意義についてあらためてお尋ねしたいのでお願いします。

事務局

まず当組合では昭和 60 年に報奨金に関する条例が制定されました。先ほど申し上げた下水道の標準条例は昭和 44 年に示されました。公共下水道は都市施設でありながら、その整備促進にはなかなか住民の理解を得られないことも多く、受益者負担金の徴収率を少しでも上げるための方策であったと考えております。また、以前は税関係でも同様の制度がございましたが、そういったものの名残であると捉えております。

審議会委員

先ほど公平性に関する話がありましたが、こういったことは、どのタイミングで行っても不公平を感じてしまう方が出てしまうことは致し方ないものと思っております。今回の提案によると分割納付に関するメリットは一切なくなるといった認識でよろしいですか。先ほどの説明で行政側のメリットは分かりました。ただ

本制度は、これまでまとまった支払いが厳しいと感じていた受益者のための制度だと思うのですが、今後そういったメリットがなくなるといったことで間違いはないですか。

事務局

お見込みのとおりです。

審議会委員

そうなるのであれば一括納付を推奨したいということだと思うのですが、一括納付の報奨金限度額である1万円にその分上乗せすることや上限額の見直しを検討する必要があると思います。

事務局

現在のところ、報奨金制度について廃止に向けて検討を進めているなかで、今回のご質問については即答いたし兼ねるところです。今後の時代背景がそのような背景になって行けば検討すべきであると思っております。

また、上限1万円を引き上げるといったことになると財源の確保等も必要になります。先ほどの説明にあったように昭和59～60年に当組合で受益者負担金制度を確立した際に、税関係において既に報奨金制度がありました。本来であれば、その制度が廃止された際に負担金の報奨金を無くしても良かったのではないかと考えておりましたが、受益者負担金制度に馴染みがないこともあり今日まで報奨金制度を残してまいりました。報奨金の限度額については今後の検討とさせて頂くとともに、受益者負担金制度のあり方についても今後の課題とさせて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局

補足ですが、供用開始により納付される受益者は、毎年同一ではなく年度ごとに異なっております。前年にあった制度が今年からはなぜ無いのかといった問い合わせは、ほぼないと考えております。

審議会委員

全期の報奨金を廃止するということは、二重納付により事務が煩雑化することや、受益者にとって納付方法が分かりづらくなることを解消するという目的でよろしいですか。

事務局

はい。現在3種類（分割・全期・一括）の納付書があるため、分かりにくい状況です。今後、全期報奨金の廃止により納付書が2種類になれば、支払う際に都合の良い納付方法を選んでいただき不要なものを破棄していただくような説明が伝わりやすくなります。

審議会委員

わかりました。ありがとうございます。

審議会委員

報奨金だけ廃止するのではなく、全期の納付もやめてしまうということですか。

事務局

全期の「報奨金」をまずは、廃止したいという提案です。全期報奨金が廃止になれば全期納付書も不要になるので、一回に1年分を納めたい方は、4期分（4枚）の納付書を使って納めるようになります。

審議会委員

ここまで事務局からの説明を頂戴しましたが、最終的にこのとおり実施するとなると条例施行規則はどのようになりますか。

事務局

施行規則を改正します。もし今回の提案で皆様の了解が頂けるのであれば、次回第3回の審議会で新旧の変更点を詳細にご説明する予定です。

審議会議長

本日の議案は、今日この場で決定するのではなく、今回概ね決定したものを次回の審議会で採決し、最終的な答申としたいということですね。また先ほどご意見のあった報奨金の限度額についても今後の課題とするということによろしいですか。

事務局

はい。検討させていただきます。

審議会議長

では、報奨金の上限を見直すといったことは今回の議題には含まれませんので、9ページの見直し案についてご意見をお願いします。

審議会委員

付け加えます。私は報奨金の上限見直し等について言及していますが、受益者負担金の調整等については様々な考え方があると思います。私自身は一般の利用者の負担を減らすという観点から一意見として申し上げておりますが、本日の議題を審議するうえで断固としてそこにこだわる訳ではありませんのでご理解ください。

審議会議長

承知しました。では、ひとまずご提案のとおり決を採りたいと思います。事務局の提案について賛成の方は挙手願います。

	<p>審議会議長 お一人だけ手を挙げておりませんかですか。</p> <p>審議会委員 提案が4項目あるなかで、1つ目の一括の報奨金を残すといった案には反対です。すべて賛成ではないので挙手しませんでした。他の項目は賛成しています。</p> <p>審議会議長 承知しました。ただし決定は多数決となりますので、本件については提案どおり決定となります。また、事務局におかれましては、議題に直接関係するものはもちろんのこと、その他の意見についても今後十分にご検討くださるようお願いいたします。</p> <p>4 閉会 午後14時40分</p>
<p>そ の 他</p>	<p>傍聴人 0人</p>